

訴 状

平成25年 2月 27日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

行政文書部分開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

当 事 者 目 録

原 告

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

処 分 行 政 庁 内閣情報官 北 村 滋

第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が原告に対し平成24年8月24日付けでなした行政文書（「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」）の一部不開示決定処分のうち不開示とした部分を取消す
- 2 処分行政庁は、原告に対し、前項の行政文書のうち不開示とした部分を開示せよ
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決を求める。

第2 本件訴訟の背景、意義

1 本件訴訟の意義

本件訴訟は、行政文書（「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」）の公開を求めるものであり、政府が導入を検討している秘密保全法に密接に関連する訴訟である。

秘密保全法は、行政機関等にとって特に重要な情報を「特別秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知ろうとしたりする人などを処罰することによって、「特別秘密」を守ろうとするものである。

そもそも秘密保全法は情報公開と本質的に相反するものである。国民の知る権利は、民主主義の根幹をなす重要な権利であり、情報公開は国民の知る権利を担保する最も重要な制度である。秘密保全法制は、国民の知る権利を正面から制限する危険性がある制度であり、その具体的な中身について徹底的に検証と議論がなされなければならない。

本件行政文書（「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」）は、後述するとおり、秘密保全法制導入に当たって国民が知らなければならない立法事実を含むものであり、その公開が不可欠である。

本件訴訟は、我が国において、司法が国民の知る権利をどの程度本気で保障しようとしているのかを示すものとなる。

2 秘密保全法制

現在、政府は、官僚主導で秘密保全法制の検討を進めている。平成22年12月7日、内閣官房長官を委員長として、「政府における情報保全に関する検討委員会」が作られた。この委員会は、秘密保全に関する法制のあり方、特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置について検討することを目的としている。平成23年1月4日、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」

が招集され、同年8月8日、有識者会議は、「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）（甲14）という報告書を取りまとめて公表した。

3 適性評価制度

報告書では、秘密保全法制において、適性評価制度を導入すると記載されている。報告書によれば、適性評価制度とは、情報を取り扱わせようとする者（以下「対象者」という。）について、日ごろの行いや取り巻く環境等を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや、対象者が外部からの漏えいの働きかけに応ずるリスクの程度を評価することにより秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度である。

実施権者は原則として、各行政機関の長がつとめ、報告書によると、調査の内容は、①人定事項、②学歴・職歴、③我が国の利益を害する活動への関与、④外国への渡航歴、⑤犯罪歴、⑥懲戒処分歴、⑦信用状態、⑧薬物・アルコールの影響、⑨精神の問題に係る通院歴、⑩秘密情報の取扱に係る非違歴等である。しかも、本人だけでなく、配偶者のように対象者の行動に影響を与え得る者についても調査対象とすることが検討されている。

報告書（8頁）によれば、政府は、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）（以下「本件行政文書」という。）に基づき、政府統一基準として、平成21年4月から国の行政機関の職員を対象に秘密情報（特別管理秘密）の取扱者に対し、適性評価を実施していたことが明らかとされている。平成24年4月11日付毎日新聞（甲15）によれば、対象者の数は5万3000人に及んでいる。

同新聞の報道によれば、政府は、適格性確認を行うに際し、必ずしも対象職員の同意を得ておらず（甲15）、仮に、政府が対象者の同意等を求めていたとしても、対象者が適性評価を拒否することは考えにくく、。実質的には強制であることは明らかである。

本件行政文書に基づき政府が実施していた適性評価は、法令上の根拠もなく、憲法が保障しているプライバシー権（憲法13条）を制約するものであり、「法律による行政の原理」に反する違憲・違法な情報収集活動である。

第3 請求の原因

1 本件訴訟に至る経緯

(1) 原告による行政文書公開請求

原告は、大阪弁護士会に登録する弁護士である。原告は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条に基づき、処分行政庁に対し、平成23年12月11日（平成23年12月14日付け受付）付けで、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求をした。（甲1）

(2) 原告の開示請求に対する処分行政庁の処分

処分行政庁は、平成24年1月13日、法9条1項に基づき、原告に対し、本件行政文書の一部について開示する旨の決定をした。しかしながら、本件行政文書のうち、情報保全業務や事案対処要領のうち具体的内容が記載されている部分は、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とする旨決定した（甲2、甲3）。

(3) 審査請求及び裁決

同年2月9日、原告は、内閣総理大臣野田佳彦に対し、審査請求をし（甲4）、同年7月24日、情報公開・個人情報保護審査会は、内閣総理大臣野田佳彦に対し、答申書を交付した（甲5、甲6）。同年7月26日、内閣総理大臣野田佳彦は、原告に対し、裁決書をもって裁決をした。（甲7、甲8）同年8月24日、処分行政庁は、内閣総理大臣野田佳彦の裁決を踏まえ、行政文書開示等決定通知書をもって、同年1月13日の不開示部分を一部変更し、部分開示決定を行い（甲9、甲10）、同年8月30日に行政文書開示等決定通知書が原告のもとに到達した（甲11）

(4) 非開示の理由

処分行政庁は、本件行政文書のうち、我が国の情報保全業務や事案対処要領のうち具体的な内容が記載されている部分は、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、政府における情報保全事務の適正な遂行支障をおよぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条第3号及び第6号に該当すると主張する。

(5) 本件不開示決定処分の違法性

ア 法第5条3号について

(ア) 法第5条3号の解釈

法第5条3号は、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長

が認めることにつき「相当の理由」がある情報でなければ、不開示情報には該当しないと規定する。

非公開とすべき必要性がなければ、非公開とすべき「相当の理由」があるとはいえない。この点については、当該行政文書を公開した場合、どのような害悪が生じるかを検討して判断すべきである。その際、国の安全や外交関係といった抽象的な利益では不十分であり、具体的な説明が必要である。

また、「相当の理由」があるというためには、非公開とすべき情報は未だ公知の事実でないことが要求される。

加えて、いかなる理由であれ、違法な行為を秘密として保護すべき相当性はない。（以上、「情報公開法」【第2版】 松井茂記 244頁，245頁。）

(イ) 害悪の発生が一般的抽象的であること

本件では、国は上記のように主張しているが、いずれも抽象的な害悪の発生しか主張しておらず、何ら具体的な説明を行っていない。また、「報告書によれば、人的管理の手續や調査項目等について、公開している国が多数存在し、それらの国において、具体的な害悪が発生していることは確認されていない。したがって、国の主張は一般的抽象的なものと言わざるを得ない。

(ウ) 現行の適正評価制度が違憲・違法であること

最高裁平成15年9月12日判決（早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件）では、大学が主催の講演会参加希望者に学籍番号、氏名、住所及び電話番号を名簿へ記載させ、無断でそれらの個人情報情報を警察に開示した同大学の行為について、「上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」としている。

また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律3条2号（以下「個人情報保護法」という。）によると、行政機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、行政機関の長は、法令に基づく場合を除き保有個人情報を目的外に利用し、または提供してはならないとされている。（個人情報保護法8条1項）

さらに、最高裁平成20年3月6日判決（住民基本台帳ネットワーク等差止等請求事件）は、その判断の前提として、「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われ

る個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないこと」を指摘している。

これらの判例及び法令の趣旨からは、行政機関が個人情報を広く収集して管理する行為は、我が国において原則的に許されておらず、例外は極めて厳格に検討されるべきであり、少なくとも法令上の根拠が必要である。本件行政文書に基づき実施されていた適性評価は、既に述べた通り、法令上の根拠もなく実施されていた違憲・違法な情報種集活動であって、その基準を定めた本件行政文書を保護すべき相当な理由は存在しない。

イ 法第5条6号について

(ア) 法第5条第6号の解釈

法5条6号は、「当該事務・事業の性質上その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。「支障」については、名目的なものではなく、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。（「情報公開法」【第2版】 松井茂記 278頁，279頁。）

(イ) 害悪の発生が一般的抽象的であること

本件では、国は名目的な「支障」についてしか主張しておらず、また、「おそれ」についても、漠然とした一般的抽象的な主張しかしていない。したがって、法5条6号に該当しないことは明らかである。

第3 結語

以上から、本件では、原告の請求が認められることが明らかであって、請求の趣旨記載のどおりの判決を求める次第である。

以上

証 拠 方 法

1	甲第1号証	行政文書開示請求書
2	甲第2号証	行政文書開示等決定通知書
3	甲第3号証	カウンターインテリジェンス機能の強化に 関する基本方針
4	甲第4号証	審査請求書
5	甲第5号証	答申書の交付について
6	甲第6号証	答申書
7	甲第7号証	裁決書の謄本について
8	甲第8号証	裁決
9	甲第9号証	行政文書開示等決定通知書
10	甲第10号証	カウンターインテリジェンス機能の強化に 関する基本方針
11	甲第11号証	封筒
12	甲第12号証	理由説明書
13	甲第13号証	意見書
14	甲第14号証	秘密保全のための法制の在り方について (報告書)
15	甲第15号証	新聞記事
16	甲第16号証	「秘密保全のための法制の在り方について (報告書)」に対する意見書
17	甲第17号証	秘密保全法制有識者報告書に対する意見書

附 属 書 類

- 1 訴状正・副本各1通
- 2 甲号各証（写）各2通
- 3 訴訟委任状1通